栗東駅前東口駐輪場レンタサイクル利用規約

1. 利用手続き

- (1) 当社 (栗東都市整備株式会社) 指定のレンタサイクル利用申込書に必要事項をご記入の上、利用者ご自身を証明できるものを栗東駅前東口駐輪場管理事務所 (以下「管理事務所」といいます) にご提示ください。ご自身であることを確認できない場合は貸出できません。
- (2) 一人の利用者に対して同時に複数の自転車をお貸しすることはできません。
- (3)貸出し対象者は中学生以上とします。
- (4) 一時利用と定期利用があります。定期利用者にはレンタサイクル利用証明書を発行します。利用時にご提示ください。
- (5) 貸出受付時間は、午前6時から午後8時です。

2. 個人情報の利用及び目的

利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- ①当レンタサイクルの利用者としての審査のため
- ②当レンタサイクルの事業活動及び市場調査に関する分析・統計のため (統計的に処理し個人は特定いたしません)
- ③利用者が当レンタサイクルを利用している間における利用者との各種連絡のため

3. 利用について

利用料金は、現金でのみ取り扱います。

◆定期利用 1ヶ月定期 3,000円(消費税込)

3ヶ月定期 8,500円(消費税込)

※別途保証金として8,000円が必要です。解約時に返金します。

%1ヶ月定期の期間は、当月1日から末日まで、3ヶ月定期の期間は、 $1\cdot 4\cdot 7\cdot 10$ 月の1日からそれぞれ3ヶ月後の末日までです。

※現定期利用者は期間満了月の15日から25日に継続手続きをすることができます。

※新規定期券の販売開始日は、それぞれ前月26日とします。

※途中解約は、1ヶ月定期は受付ません。3ヶ月定期は、開始月の25日までに解約申し出した場合は料金5,500円、2ヶ月目の25日までに解約申し出した場合は料金2,500円を返還します。2ヶ月目26日以降は受付ません。

※3日間に1度以上は自転車及び鍵を返却してください。

※期間満了月の末日は午後8時までに自転車及び鍵を返却してください。やむをえず遅れる場合は、必ず事前に管理事務所までご連絡ください。このとき、 一時利用料金を超過日数分加算徴収します。

※ヘルメットは利用者でご用意いただき、着用してください。管理は利用者の責任とします。

◆一時利用 1日1回 450円(消費税込)

※翌日午前9時までに返却してください。やむをえず遅れる場合は、必ず事前に管理事務所までご連絡ください。このとき、一時利用料金を超過日数分を 加算徴収します。

※ヘルメットはセットで貸出ますので、着用してください。

4. 自転車の故障

- (1) 貸出中に自転車の故障が起こった場合は、速やかに管理事務所までご連絡ください。管理事務所の事前の了解なく利用者ご自身で自転車を修理された場合、 修理代金は利用者負担となります。利用者に起因する故障については、破損とみなし、その修理に要した費用の実費に加え、営業補償金をお支払いいただき ます。
- (2) 自転車は利用者ご自身で管理事務所まで持ち込んでください。

5. 自転車等の盗難・紛失・破損

- (1) 自転車の盗難・紛失の際は、速やかに管理事務所までご連絡いただくとともに、最寄りの警察署に盗難・紛失届を提出してください。
- (2) 自転車の盗難・紛失・破損の際は、その復帰に要した費用の実費に加え、営業補償金として下記の金額をお支払いいただきます。
 - ◆営業補償金 10,000円
- (3) 自転車の付属品を盗難・紛失・破損された場合は、下記の費用をお支払いいただきます。
 - ◆据付リング錠 5,000円
 - ◆ワイヤーロック 2,500円
 - **◆**ヘルメット 5,000円
 - ◆その他 実費

6. 貸出中の事故

- (1) 自転車貸出中の事故について、利用者は法令で定められた処置をとるとともに、自らの責任において事故の解決にあたってください。また、速やかに管理事務所に事故発生の日時、場所等、事故の状況を報告してください。
- (2) 当社で加入している自転車総合保険を範囲内で適用いただくことができます。適用のためには警察署への届出が必要ですので、利用者で届け出てください。

7. 禁止行為

利用者は次の行為をしてはなりません。

- ①飲酒運転、無謀・危険運転、二人乗り、その他交通規則に違反する行為
- ②危険箇所・不適切な場所での自転車の使用
- ③自転車等放置禁止区域内および交通の障害となるような場所での自転車の放置
- ④自転車の改造
- ⑤自転車に異常 (パンク等) を認めた場合の運転の継続
- ⑥自転車を他の者に使用させること

8. 貸出の拒絶

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は自転車の貸出しを拒絶できるものとします。

- ①申込者が前条に掲げた禁止行為を遵守できないと認めたとき
- ②申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められたとき
- ③貸出期間が暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予測されたとき
- ④その他当社が適当でないと認めたとき

9. 契約解除

利用者が本利用規約に違反した場合またはレンタサイクル申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、貸出期間中であっても当社は契約を解除できるものとします。速やかに自転車を返却してください。なお、利用料金及び保証金の払戻しはいたしません。

10. その他

(1) 運用上の規定について別に定めることがあります。

令和7年4月1日

栗東都市整備株式会社

(電話:077-554-1919)

栗東駅前東口駐輪場管理事務所

(電話:077-552-9118)